

熊本県公報

第 1 1 3 9 3 号
平成 18 年 4 月 12 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定の解除の予定	(森林保全課) 1
○特定計量器定期検査の実施	(商工政策課) 1
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(障害者支援総室) 2
○身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止	(") 3
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 3
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 3
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定	(") 4
○ "	(") 4
○ "	(") 4
公 告	
○建設業法第 29 条第 1 項に基づく監督処分	(監 理 課) 4
○基本測量の終了	(") 5
○ "	(") 5
○定款変更認可	(農村計画・技術管理課) 5
○熊本県中小企業高度化資金債権管理回収業務に係る一般競争入札	(経営金融課) 5
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見	(商工政策課) 7
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(") 8
登 載 依 頼	
○運転免許センター分煙機保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施	(警察本部運転免許課) 9
○運転免許センター冷暖房空調設備保守点検業務委託に係る一般競争入札の実施	(") 11
○運転免許センター樹木等管理業務委託に係る一般競争入札の実施	(") 13

告 示

熊本県告示第 436 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を解除予定保安林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 解除に係る保安林の所在場所 熊本県球磨郡五木村丙字小椎葉 407 の 4
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

熊本県告示第 437 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、宇土市、宇城市、下益城郡における特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 集合検査

検査区域	検査日	検査受付時間	検査場所	対象となる特定計量器
宇土市	平成 18 年 5 月 10 日	午前 10 時から 正午まで	宇土市役所網田 支所	非自動はかり（計量法施行令 （平成 5 年政令第 329 号）第 5 条第 1 号又は第 2 号に掲げ るものを除く。）、分銅及びお
宇土市	平成 18 年 5 月 10 日	午後 1 時半から 午後 3 時まで	宇土市役所網津 支所	

宇土市	平成 18 年 5 月 11 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇土市役所	もり
宇土市	平成 18 年 5 月 12 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇土市役所	
宇城市	平成 18 年 5 月 15 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市三角セン ター	
宇城市	平成 18 年 5 月 16 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市三角セン ター	
宇城市	平成 18 年 5 月 17 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市松合出張 所	
宇城市	平成 18 年 5 月 18 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所不知 火支所	
宇城市	平成 18 年 5 月 19 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所豊野 支所	
宇城市	平成 18 年 5 月 22 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所小川 支所	
宇城市	平成 18 年 5 月 23 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所小川 支所	
宇城市	平成 18 年 5 月 24 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所松橋 本所	
宇城市	平成 18 年 5 月 25 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	宇城市役所松橋 本所	
美里町	平成 18 年 6 月 5 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	美里町役場砥用 庁舎	
美里町	平成 18 年 6 月 6 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	美里町役場中央 庁舎	
城南町	平成 18 年 6 月 8 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	城南町福祉セン ター	
城南町	平成 18 年 6 月 9 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	城南町福祉セン ター	
富合町	平成 18 年 6 月 12 日	午前 10 時から 午後 3 時まで	富合町雁回館	

2 所在場所検査

実 施 期 日	実 施 場 所
平成 18 年 5 月 10 日から 平成 18 年 6 月 12 日まで	特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項第 1 号から第 5 号に定めるものにあつては、その計量器の所在場所

熊本県告示第 438 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ステップバイステップ・デ イサービスセンター 天草市中央新町 14 番地 10 号	特定非営利活動法人 ステッ プバイステップ 天草市中央新町 13 番地 12 号 堤田 照一	平成 18 年 3 月 27 日	43000200318128	知的障害者 デイサービ ス

熊本県告示第 439 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
康和苑 八代市千丁町太牟田 1300 番地 8	社会福祉法人 康和福祉会 八代市千丁町太牟田 1300 番地 8 福富 甚宰	平成 18 年 3 月 31 日	43000100072130	身体障害者 短期入所

熊本県告示第 440 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
グループホームダコバ 天草市浄南町 25 番地 78	特定非営利活動法人 ステップ パイステップ 天草市中央新町 13 番地 12 堤田 照一	平成 18 年 3 月 31 日	43000200321148	知的障害者 地域生活援助
知的障害者地域生活援助事業所「愛さんさん」 八代市大村町 299 番地 7	社会福祉法人 八代愛育会 八代市二見本町 240 番地 吉住 敏郎	平成 18 年 3 月 31 日	43000200322146	知的障害者 地域生活援助
グループホームこすもすⅡ 宇城市松橋町久具 457 番地	社会福祉法人 熊本県手をつなぐ育成会 熊本市南千反畑町 3 番 7 号 川村 隼秋	平成 18 年 3 月 31 日	43000200323144	知的障害者 地域生活援助
ステップワン 阿蘇郡小国町大字宮原 1693 番地	小国町 阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地の 1 宮崎 暢俊	平成 18 年 3 月 31 日	43000200324142	知的障害者 地域生活援助
たんぽぽ 阿蘇郡小国町大字宮原 1530 番地 2	小国町 阿蘇郡小国町大字宮原 1567 番地の 1 宮崎 暢俊	平成 18 年 3 月 31 日	43000200325149	知的障害者 地域生活援助

熊本県告示第 441 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
福祉センターきんもくせい 訪問介護事業所 上益城郡甲佐町大字横田 104 番地	特定非営利活動法人 福祉センターきんもくせい 上益城郡甲佐町大字横田 104 番地 宮本 剛	平成 18 年 3 月 31 日	43000100232114	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 442 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び所在地	設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	施設の種類
ひまわり学園 上益城郡御船町大字滝川 1981 番地 1	社会福祉法人 ひまわり学園 上益城郡御船町大字滝川 1981 番地 1 篠崎 久五	平成 18 年 3 月 31 日	43000200319530	知的障害者 通所授産施設

熊本県告示第 443 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 11 第 1 項の規定により指定知的障害者更生施設等を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ひまわりの里 玉名郡長洲町大字清源寺 3246 番地	社会福祉法人 濱友会 玉名郡長洲町大字清源寺 3246 番地 濱田 悍	平成 18 年 3 月 31 日	43000200320538	知的障害者 通所授産施設

熊本県告示第 444 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ひまわりの里 玉名郡長洲町大字清源寺 3246 番地	社会福祉法人 濱友会 玉名郡長洲町大字清源寺 3246 番地 濱田 悍	平成 18 年 3 月 31 日	43000200320132	知的障害者 短期入所

公 告

熊本県公告第 302 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 3 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
ほづみホーム株式会社
熊本市水前寺公園 16-35
代表取締役 庭田 穂積
熊本県知事許可（般-16）第 14670 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実

ほづみホーム株式会社の代表取締役である庭田穂積は、平成 17 年 9 月 30 日、さいたま地方裁判所において、刑法第 163 条の 2 第 3 項、第 1 項前段及び同法第 163 条の 3 の罪などで、懲役 3 年執行猶予 4 年の判決を受け、同年 10 月 15 日、その刑が確定している。このことが、建設業法第 29 条第 1 項第 2 号の第 8 条第 10 号に該当するに至った場合に該当する。

熊本県公告第 303 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（精密測地網高精度三次元測量）	平成 17 年 10 月 6 日から 平成 18 年 3 月 20 日まで	熊本市、八代市、水俣市、本渡市、山鹿市、牛深市、宇土市、宇城市、下益城郡富合町、鹿本郡植木町、八代郡竜北町及び宮原町、葦北郡芦北町及び津奈木町、天草郡五和町及び河浦町

熊本県公告第 304 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（流域自然環境調査に伴う土地利用現況調査）	平成 17 年 7 月 25 日から 平成 18 年 3 月 17 日まで	阿蘇市、阿蘇郡南小国町及び小国町

熊本県公告第 305 号

本渡市本渡市土地改良区理事長安田公寛から平成 18 年 3 月 22 日付けで申請の定款変更については、平成 18 年 3 月 31 日付けで認可した。
平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 306 号

次のとおり一般競争入札に付する。
平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
熊本県中小企業高度化資金債権管理回収業務
- (2) 委託業務の内容
仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法

ア 入札金額は、熊本県中小企業高度化資金債権管理回収業務に要する費用とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 本公告及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

エ 入札書は、別に表示様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、入札参加資格を有す

ると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札期日までに入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5 の（4）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 法務大臣による債権管理回収業の営業を許可された者であること。
- (6) 九州内に本店又は支店等を置き、かつ、回収業務に従事する者を常時 2 名以上配置していること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン直通）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 19 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 契約条項を示す場所

熊本県商工観光労働部経営金融課高度化班（県庁行政棟本館 7 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2327（ダイヤルイン直通）
FAX 096-383-1854

5 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4 に記載のとおり

- (2) 仕様書及び入札書作成見本の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 4 月 17 日（月）から平成 18 年 5 月 2 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

4 に記載のとおり

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 5 月 9 日（火） 午後 1 時 30 分から

イ 場所

熊本県庁行政棟本館地下 1 階 入札室

- (4) 入札書の提出方法

5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 5 月 8 日（月）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

① 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（入札書に記載した金額に消費税及び地方消費税を加えた金額）の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。入札保証金の納付は、国債等熊本県会計規則第 77 条第 2 項に掲げる担保の提供を持って代えることができる。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。（この場合、保険期間を入札日から 1 週間程度とすること。）

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入

- 札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- ※これによる免除を受けようとする場合は、平成 18 年 5 月 8 日（月）午後 5 時までに 4 に示す場所に提出すること。（郵送の場合は必着のこと。）
- ② 落札者が 6 の（6）で指定された期限以内に契約書の案を提出しないときは、入札保証金又は入札保証に代わる担保は、熊本県に帰属する。
- ③ 入札保証金の還付
- ア 落札者に係る入札保証金は、落札者が契約を締結した後速やかに還付するものとする。ただし、落札者から申出があったときは、契約保証金に充当することができる。
- イ 落札者以外の者に係る入札保証金は、入札終了後速やかに返還するものとする。ただし、①のアによる保険証券は還付しない。
- （3）無効の入札
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- （4）落札者の決定方法
- 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- （5）最低制限価格
- 無
- （6）契約の締結
- ア 契約書作成の要否
- 要
- イ 契約の締結期限
- 落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
- 落札者決定の日から 7 日以内とする。
- （7）契約保証金
- 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。契約保証金の納付は、国債等熊本県会計規則第 77 条第 2 項に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
- ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が契約を履行しないこととなる恐れがないと認められる場合に限る。）
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

熊本県公告第 307 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 17 年 9 月 1 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新世界会館（熊本パルコ）

- 熊本市手取本町 5 番 1 号
- 2 市町村意見の概要
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 4 月 12 日から平成 18 年 8 月 12 日まで

熊本県公告第 308 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スギポーの店「ゆめおぐに」
阿蘇郡小国町宮原 1864-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社原田興産 代表取締役 原田 省二 阿蘇郡小国町宮原 2312-2	(変更なし)
有限会社杉原薬局 代表取締役 杉原 崇 大分市府内町 2-5-40	(退店)
株式会社サン企画 代表取締役 魚住 治男 八代市田中北町 15-9-2	(退店)
合資会社かどやクリーニング 代表取締役 工藤 勝司 阿蘇郡小国町宮原 1798-1	(変更なし)
	株式会社木山薬局（新規出店） 代表取締役 木山 為彦 本渡市中央新町 10-3
	株式会社ヴァンガード（新規出店） 代表取締役 山田 真奈美 熊本市錦ヶ丘 13-8
	江崎物産株式会社（新規出店） 代表取締役 伊藤 和彦 北九州市門司区黄金町 6-28
	株式会社マルミヤストア（新規出店） 代表取締役 宮野 雅良 佐伯市野岡町 2-1-10

- 3 変更の年月日
平成 16 年 7 月 1 日及び平成 17 年 2 月 1 日
- 4 変更する理由
小売店舗の業者の変更及び追加のため
- 5 届出年月日
平成 18 年 3 月 13 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び阿蘇地域振興局総務振興課
平成 18 年 4 月 12 日から平成 18 年 8 月 12 日まで

登 載 依 頼

熊運免公告第 137 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
分煙機保守点検業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、分煙機保守点検業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「その他（分煙機保守点検）」の資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 過去 2 年間に分煙機（トルネックス社製）の保守点検の実績を有する者、又は保守点検の能力を有すると製造メーカーから承認されている者。
- (3) 熊本県内に本社及び支店（営業所及び出張所を含む）を有している者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (6) 6 の（3）のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法

- 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 4 月 25 日（火）午前 10 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
熊本県警察本部運転免許課 会議室（熊本県運転免許センター 2 階）
- (4) 入札書の提出方法
6 の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは 5 に記載の場所に平成 18 年 4 月 24 日（月）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- (5) 入札保証金免除申請書の提出方法
平成 18 年 4 月 24 日（月）午後 5 時までに 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要

- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 138 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県警察本部長 樋 口 眞 人

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
運転免許センター冷暖房空調設備保守点検業務委託
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
 - (3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、運転免許センター冷暖房空調設備保守点検業務に要する経費とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札参加資格
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目電気・空調等保守「空調設備」の資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 過去 2 年の間に述べ床面積が 12,000 平方メートル以上の施設の冷暖房空調設備保守点検業務の実績のある者。
 - (3) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。
 - (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
 - (6) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 の（1）に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 18 日（火）までの日（県の休日を

- 除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
 平成 18 年 4 月 12 日 (水) から平成 18 年 4 月 24 日 (月) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
 5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
 5 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。)により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
 熊本県警察本部運転免許課施設管理係 (熊本県運転免許センター 2 階)
 郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
 電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
 5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 ア 交付期間
 平成 18 年 4 月 12 日 (水) から平成 18 年 4 月 24 日 (月) までの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 イ 交付場所
 5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 ア 日時
 平成 18 年 4 月 25 日 (火) 午前 11 時から
 イ 場所
 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
 熊本県警察本部運転免許課 会議室 (熊本県運転免許センター 2 階)
- (4) 入札書の提出方法
 (3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 4 月 24 日 (月) 午後 5 時までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。)すること。
- (5) 入札保証金免除申請書の提出方法
 平成 18 年 4 月 24 日 (月) 午後 5 時までに 5 に記載の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
 入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国 (公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。))。
- (3) 無効の入札
 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 エ 記名押印を欠く入札
 オ 金額を訂正した入札
 カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 キ 明らかに連合によると認められる入札
 ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

- ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
(4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
(5) 最低制限価格
無
(6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
(7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊運免公告第 139 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 12 日

熊本県警察本部長 樋口 眞 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
運転免許センター樹木等管理業務委託
(2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり。
(3) 委託期間
契約締結日から平成 19 年 3 月 26 日まで
(4) 入札方法
ア 入札金額は、運転免許センター樹木等管理業務に要する経費とする。
イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
(1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「樹木保護管理」に登録された者であり、かつ、格付けが「A 又は B」である者。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
(2) 熊本県内に本社又は支店（営業所及び出張所を含む。）を有している者。
(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
(4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、再生計画認可決定を受けていること。
(5) 6 の（3）の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番地 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-383-1111 内線 6350
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 18 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
 - (2) 提出場所
5 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県警察本部運転免許課施設管理係（熊本県運転免許センター 2 階）
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
電話番号 096-233-0110 内線 312
- 6 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 4 月 12 日（水）から平成 18 年 4 月 24 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
5 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 4 月 25 日（火）午後 2 時から
イ 場所
熊本県菊池郡菊陽町大字辛川 2655 番地
熊本県警察本部運転免許課 多目的ホール（熊本県運転免許センター 3 階）
 - (4) 入札書の提出方法
(3) 記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 4 月 24 日（月）午後 5 時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - (5) 入札保証金免除申請書の提出方法
平成 18 年 4 月 24 日（月）午後 5 時までに 5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 7 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。)
 - (3) 無効の入札

- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2 以上の意思表示をした入札
 - コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

